

霧島市横川勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例の廃止について

霧島市横川勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例を廃止する。

令和4年2月21日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市横川勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

霧島市横川勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第250号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

霧島市横川勤労者技術研修館は、昭和58年度に設置されてから40年近くが経過し、老朽化が著しいことから、霧島市公共施設管理計画の取組方針に基づき、本研修館を解体するため、本条例を廃止しようとするものである。